

高齢者・障害者の消費生活見守り事業

長野県企画部消費生活室

1 事業の目的

高齢者や障害者をねらった悪質商法の被害や製品事故が依然後を絶たない状況にある。そこで、高齢者世帯や障害者のいる世帯を日常的に訪問し、密接にかかわりのある民生委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等福祉関係者（以下「民生委員等」という。）と、県（消費生活室・消費生活センター）及び市町村（消費者行政担当課）との連携を強化することにより、高齢者・障害者の見守り体制の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 消費者行政側から民生委員等への啓発・情報提供

ア 民生委員等の研修会や会議の場所での啓発・情報提供

県消費生活室、県消費生活センター、市町村消費生活担当課等による出前講座により、悪質商法等消費者被害防止のための注意喚起や製品安全に対する情報提供を行う。

イ 民生委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等に対するパンフレット等啓発資材の配布

県、市町村が作成した啓発資材を市町村消費生活担当課を通じて民生委員等に配布する。

ウ 危険情報、トラブル情報の周知

国民生活センターの見守り新鮮情報、消費者庁の危険情報、県、市町村が発する危険情報、トラブル情報を市町村消費生活担当課を通じて民生委員等に周知する。

（参考）国民生活センターの見守り新鮮情報（メールマガジン）登録画面

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

(2) 民生委員等の見守り活動

民生委員等には、日頃の活動の際、高齢者・障害者に対して次のような見守り活動をお願いする。

ア 高齢者世帯、障害者世帯の訪問等の際には、悪質商法等消費者トラブルにあっていないか、家庭内の製品について危険な状態で使用していないかなどに注意する。

イ 訪問で消費者トラブルや製品事故の危険性に気づいた場合は、市町村の福祉担当課（ホームヘルパーやケアマネージャーは所属する事業所）を通じて、市町村消費者行政担当課（消費者相談窓口）または県消費生活センターに情報提供する。

ウ 本人や家族に了解がとれれば、市町村消費者相談窓口または県消費生活センターに相談に向くようはたらきかける。ひとり暮らしの高齢者など家族がいない場合は、可能であれば民生委員等が相談に付き添う。

(3) 相互の関連については、別紙フローチャートを参照する。